

医療費が高額になったとき ～高額療養費制度～

入院した場合など、医療費が高額となる場合があります。

「保険証」を提示すれば
患者の負担額は
医療費の3割となりますが、
それでもかなり高額になります。



しかし
「**高額療養費**」を申請すれば、
医療費が一定額を超えた分が
払い戻されます。

「高額療養費」は加入している
各健康保険の窓口申請書を郵送することで、
請求できます。
協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロードして
印刷し、記入後加入している協会の都道府県支部に
郵送してください。
3～4か月後、高額療養費が被保険者名義の口座に
振り込まれます。



医療費が高額になったとき



【対象者】

1か月の医療費が一定の基準額を超えた加入者

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書を郵送する

【支給金額】

給与に応じた基準額を超えた額

例：給与260,000円／月以下の人
「支払った医療費200,000円」－「基準額57,600円」
＝142,400円が払い戻されます

【振り込み先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- ・あなたの給与額によって、基準額は変動します
- ・病院や調剤薬局が別々であっても医療費を合算できることがあります
- ・健康保険の扶養家族の医療費は合算できることがあります